

### (3) 裁決申請書および明渡裁決申立書の受理

起業者から裁決申請（明渡裁決の申立て）があると、収用委員会は、内容が法令に適合しているかどうかを審査し、適合していれば受理します。また、その写しを収用しようとする土地の所在する市町の長に送付するとともに、土地所有者および関係人に裁決申請書を受理したことを通知します。

### 裁決申請書および明渡裁決申立書の公告・縦覧

収用しようとする土地の所在する市町の長は、裁決申請（明渡裁決の申立て）があったことなどを公告し、裁決申請（明渡裁決の申立て）の写しを二週間縦覧します。

土地所有者および関係人は、この縦覧期間内に収用委員会に意見書を提出することができます。

#### 意見書の提出

土地所有者および関係人等は、収用委員会に対し損失補償等について意見を述べる機会が保障されています。しかし、その時期、方法、内容等については、無制限ではありませんので、法の定めるところに従って権利を行使し、自分の意志をはっきりと表明することが大切です。

意見書の内容については、収用委員会が裁決しようとする、収用する土地の区域、土地および物件の権利者、損失の補償、権利取得の時期および明渡しの期限等について具体的に記載することが効果的です。

損失の補償に関する事項以外は、審理においても今後新たな意見を述べられませんので、この機会に主張したいことは意見書で提出してください。

収用委員会が裁決しようとする事項と関係のない事項（例えば、事業認定、事業計画に関する事項等）については、意見書に記載することができず、記載されても初めから記載がなかったものとみなされますのでご注意ください。

意見書の様式については、特に指定はありませんが、少なくとも、作成の日付け、提出者の住所、氏名を記載し、押印してください。

### 裁決手続開始の決定および登記

縦覧期間が終わりますと、収用委員会は、裁決手続の開始を決定し、その旨を滋賀県公報で公告するとともに、収用しようとする土地を管轄する登記所に裁決手続開始の登記を囑託します。

この登記があった後は、相続人などを除き、権利の移転があっても起業者に権利を主張することができなくなり、収用委員会および起業者は、この時点での土地所有者および関係人を当事者として扱うこととなります。